

# 石川県ヤングクラブバレーボール連盟 規約

## (名称)

### 第1条

本連盟は、石川県ヤングクラブバレーボール連盟（以下「本連盟」という）と称し、略称を「県ヤングクラブ連」とする。

## (事務局)

### 第2条

事務局は、原則として事務局長所在地に置く。

## (目的)

### 第3条

本連盟は、石川県におけるヤングクラブバレーボール組織の総括団体として、青少年の健康増進・体力の向上と健全育成、及びバレーボールの普及発展を図り、従来の学校単位での枠組を取り払い若年層の競技人口の拡大推進を図ることを目的とする。

## (事業)

### 第4条

本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 石川県内におけるヤングクラブバレーボール団体の育成
- (2) 石川県内におけるヤングクラブバレーボール大会の開催
- (3) バレーボールに関する講習会等の開催
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

## (組織及び構成員)

### 第5条

本連盟は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という）、日本ヤングクラブバレーボール連盟及び一般社団法人石川県バレーボール協会の加盟組織として、第3条の趣旨に賛同して本連盟の承認を得て加盟した石川県内のヤングクラブバレーボール団体（以下「加盟団体」という）及び、理事長又は理事会の推薦を受けて加盟した者（以下「構成員」という）をもって構成する。

## (カテゴリー)

### 第6条

本連盟に次のカテゴリーを置く。

- (1) U-14男子（14歳以下の男子）
- (2) U-14女子（14歳以下の女子）
- (3) U-19男子（19歳以下の男子）
- (4) U-19女子（19歳以下の女子）

ただし、年齢基準は毎年4月2日現在の年齢とする。

## (登録)

### 第7条

加盟団体は、毎年JVAにチーム登録しなければならない。また、前項の登録方法及び登録料は細則で定める。

## (役員)

### 第8条

本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 顧問 若干名 (任意)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 加盟団体より各1名及び理事長が推薦し、理事会で承認された者
- (7) 会計 1名
- (8) 監事 1名

## (役員選出)

### 第9条

役員を選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長及び顧問は、理事会において推薦の上、選出し、理事長がこれを委嘱する。会長及び顧問は、理事であることを要せず、また、当該役員の就任により理事の資格を付与するものではない。
- (2) 理事長は、理事会において理事の中から選出する。
- (3) 副理事長は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (4) 理事は、加盟団体から各1名及び理事長の推薦により選出し、理事会の承認をもって理事長がこれを委嘱する。但し理事長が推薦した理事は理事の総数の1/3以内を原則とする。
- (5) 事務局長は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (6) 監事は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (7) 会計は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (8) 第10条に定めた役員以外に役員を設ける必要が生じた場合は、理事会において、役員の名称及び担当業務を決定の上、当該役員を推薦し、理事長がこれを委嘱する。

## (会議)

### 第10条

- 1 本連盟に次の会議を置く。
  - (1) 理事会
  - (2) 役員会
- 2 理事会は、随時、理事以上の役員の出席をもって開催し、人事案件及び規則改正等諸議案のほか、理事長が必要と認める事項について審議し、決定する。

また、必要に応じて、監事の出席を要請することができる。

- 3 役員会は、理事会を招集する時間がない場合、理事長・副理事長・事務局長・会計・監事の出席をもって開催し、理事長が必要と認める事項について審議し、決定する。

#### (会議の招集及び議決)

##### 第11条

- 1 理事会及び役員会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。なお、書記については、役員をもってこれに充てる。
- 3 やむを得ない事由のために会議に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の役員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

#### (職務)

##### 第12条

役員の業務担当は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟の象徴であり、当会が主催する大会に参加できるほか、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べることができる。
- (2) 顧問は、その経験及び専門知識をもとに、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるすることができる。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、本連盟の常務を処理執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、本連盟の事業の審議及び執行にあたる。
- (6) 事務局長は、本連盟の総括的事務を執行する。
- (7) 監事は、会計を監査する。
- (8) 会計は、本連盟の会計事務を執行する。
- (9) 前条第8号により選任された役員は、理事会が決定した担当業務を執行する。

#### (役員任期)

##### 第13条

役員任期は、2年とし、選任された日以後に最初に到来する4月1日をもってその始期とする。ただし、再任を妨げない。また、役員に欠員が生じたときは、第9条により後任者を選出する。この場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。加盟団体が存続できない場合、当該加盟団体選出の役員処遇は理事会で協議する。

#### (会計)

##### 第14条

本連盟の経費は次の収入をもってこれに充てる。登録料及び競技会の参加料は細則で定

める。

- (1) 補助金
- (2) 登録料
- (3) 競技会の参加料
- (4) 寄付金
- (5) その他

#### (事業年度)

##### 第15条

本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (監査)

##### 第16条

本連盟の予算及び決算は、監事の監査を経たうえ理事会の承認を得なければならない。

#### (附則)

##### 第17条

- 1 本連盟は、日本ヤングクラブバレーボール連盟、一般社団法人石川県バレーボール協会に加盟する。
- 2 チーム参加資格、選手参加資格については、細則で定める。
- 3 本連盟の規約は、令和4年4月1日からこれを施行する。

#### (改正)

##### 第18条

- ・令和5年2月20日 第11条(3)